

事務連絡  
令和4年8月22日

附属学校を置く各国公立大学法人施設主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人学校安全主管課長  
各国公私立高等専門学校担当課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課長  
各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

#### 学校管理下における熱中症事故の防止について（依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今後、各地域において夏季休業が終了し、学校教育活動が再開されるに当たり、学校管理下における熱中症事故の防止について、適切に御対応いただくようお願いいたします。

特に、学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであり、スポーツ種目別の状況を見ると、野球、ラグビー、サッカーなど屋外で行うものだけでなく、柔道や剣道など屋内で防具や厚手の衣服を着用するスポーツも多く発生しています（別紙参照）。熱中症の予防のためには、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することが必要です。また、熱中症は運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わず熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

「熱中症事故の防止について（4教参学第2号令和4年4月28日付）」でお知らせしている通り、体育の授業及び運動部活動におけるマスクの着用は必要ありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気や児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取り扱いをしてください。その場合であっても、

熱中症には命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先するようお願いいたします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いいたします。

(参 考)

- ・「熱中症事故の防止について（依頼）」（4教参学第2号令和4年4月28日付）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1417343.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343.htm)
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm)

**【本件照会先】**

文部科学省総合教育政策局

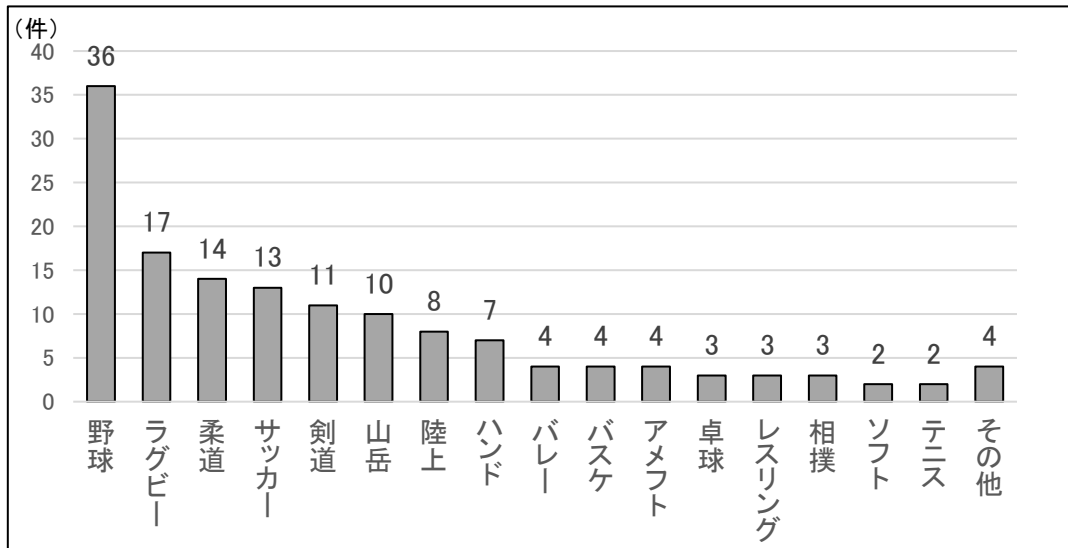
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

電話：03-5253-4111（内線 2966） E-mail：anzen@mext.go.jp

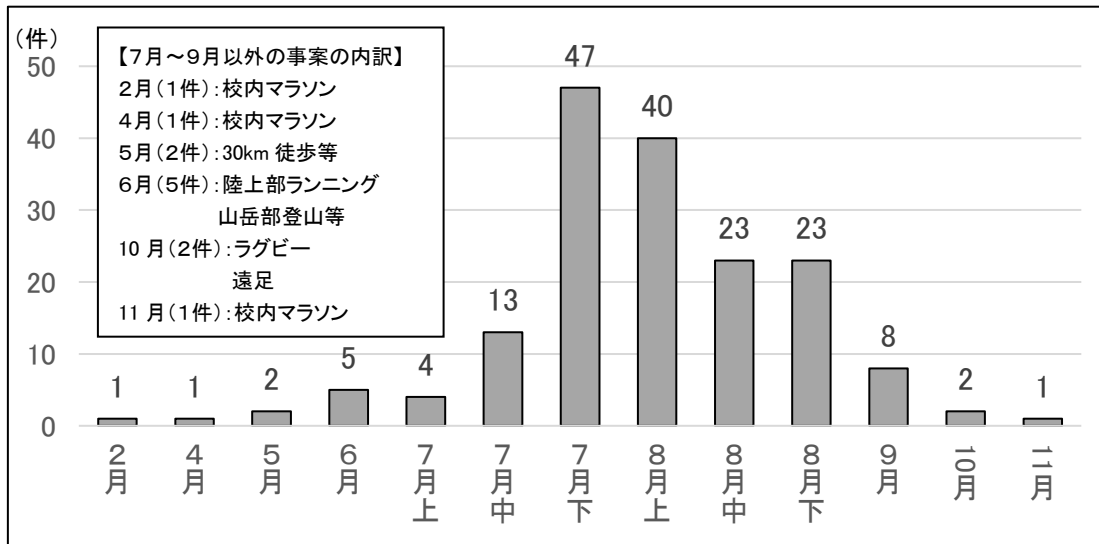
(別 紙)

学校の管理下における熱中症死亡事例の発生状況 (1975年～2017年)

(1) スポーツ種目別発生状況 (運動部活動の場合)



(2) 月別発生数 (学校行事等も含む)



(出 典)

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) から抜粋

※件名の表記を一部加工しています。